

(その1)

収支報告書

令和3年分
開催分

(ふりがな) こくみんみんしゅとうえひめけんだいにくそうしぶ
1 政治団体の名称 国民民主党愛媛県第2区総支部

2 主たる事務所の所在地 愛媛県松山市味酒町3丁目9番地

3 代表者の氏名 石井 智恵

4 会計責任者の氏名 幸崎 節子

事務担当者の氏名

(電話) 石井 智恵
090-6284-6668

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 石井 智恵	
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (候補者等)	
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	令和3年4月12日 から
	令和3年12月31日 まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	16,000,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	16,000,000
支 出 総 額	15,537,046
翌年への繰越額	462,954

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	国民民主党本部	2,500,000	R3/4/22	東京都千代田区平河町2丁目5番3号 永田町グリッド4階	
2	国民民主党本部	500,000	R3/5/14	東京都千代田区平河町2丁目5番3号 永田町グリッド4階	
3	国民民主党本部	1,500,000	R3/6/15	東京都千代田区平河町2丁目5番3号 永田町グリッド4階	
4	国民民主党本部	5,500,000	R3/7/16	東京都千代田区平河町2丁目5番3号 永田町グリッド4階	
5	国民民主党本部	500,000	R3/8/18	東京都千代田区平河町2丁目5番3号 永田町グリッド4階	
6	国民民主党本部	2,500,000	R3/9/15	東京都千代田区平河町2丁目5番3号 永田町グリッド4階	
7	国民民主党本部	2,000,000	R3/10/6	東京都千代田区平河町2丁目5番3号 永田町グリッド4階	
8	国民民主党本部	500,000	R3/10/14	東京都千代田区平河町2丁目5番3号 永田町グリッド4階	
9	国民民主党本部	500,000	R3/12/22	東京都千代田区平河町2丁目5番3号 永田町グリッド4階	
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	合 計	16,000,000			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,900,046		
(2) 光 熱 水 費	124,941		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	513,245		
(4) 事 務 所 費	1,396,524		
小 計	4,934,756	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	103,700		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	10,498,590	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	10,498,590		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	10,602,290	0	
合 計	15,537,046		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	124,941				
	合 計	124,941				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	名刺印刷代	42,900	R3/7/6	マユミデザインオフィス	愛媛県松山市久米窪田町337-1テクノプラザ愛媛 2 FNo. 4号	
2	サーキュレーター扇風機 (換気用)	14,080	R3/7/14	DCM株式会社 DCMダイキ重信店	愛媛県東温市南野田3丁目2番地5	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	456,265				
	合 計	513,245				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	北条事務所家賃・仲介手数料	66,000	R3/4/30	ワNZ・ホーム株式会社	愛媛県松山市須賀町1-1	
2	北条事務所家賃5月分	60,000	R3/4/30	藤本まゆみ	愛媛県松山市土手内16-7	
3	名簿データ管理ソフト費用 (年間)	132,000	R3/5/18	株式会社センキョ	東京都港区南青山7-1-7 C-cube南青山ビル6F	
4	北条事務所家賃6月分	60,000	R3/5/30	藤本まゆみ	愛媛県松山市土手内16-7	
5	今治事務所仲介料	27,500	R3/6/29	LCハウス株式会社	愛媛県今治市郷本町1-2-15	
6	今治事務所仲介料	27,500	R3/6/29	河上不動産	愛媛県今治市共栄町3丁目2番地15	
7	北条事務所家賃7月分	60,000	R3/6/30	藤本まゆみ	愛媛県松山市土手内16-7	
8	今治事務所家賃7月分	51,450	R3/7/2	株式会社トゥルーハウジング	愛媛県今治市北高下町1丁目1-7	
9	事務所家具移動(運送)代	33,000	R3/7/5	田中配送	愛媛県松山市大手町2丁目3-7	
10	今治事務所家賃8月分	55,000	R3/7/9	株式会社トゥルーハウジング	愛媛県今治市北高下町1丁目1-7	
11	松山事務所家賃8月分	54,000	R3/7/15	吉田 律子	愛媛県松山市味酒町3-9	
12	北条事務所家賃8月分	60,000	R3/7/30	藤本まゆみ	愛媛県松山市土手内16-7	
13	松山事務所家賃9月分	54,000	R3/8/15	吉田 律子	愛媛県松山市味酒町3-9	
14	事務所ディスプレイ代	52,000	R3/9/6	GIFT KARIN	愛媛県松山市本町2丁目4-9	
15	松山事務所家賃10月分	54,000	R3/9/15	吉田 律子	愛媛県松山市味酒町3-9	
16	事務所ディスプレイ	37,000	R3/10/4	GIFT KARIN	愛媛県松山市本町2丁目4-9	
17	今治事務所家賃11月分	55,000	R3/10/15	株式会社トゥルーハウジング	愛媛県今治市北高下町1丁目1-7	
18	松山事務所家賃11月分	54,000	R3/10/15	吉田 律子	愛媛県松山市味酒町3-9	
19	名簿データ入力代	149,650	R3/10/27	一般社団法人えひめICTチャレンジド事業組合	愛媛県松山市木屋町3丁目12-7	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
20	北条事務所家賃11月分	60,000	R3/10/30	藤本まゆみ	愛媛県松山市土手内16-7	
21	松山事務所家賃12月分	54,000	R3/11/15	吉田 律子	愛媛県松山市味酒町3-9	
22	松山事務所家賃令和4年1月分	54,000	R3/12/15	吉田 律子	愛媛県松山市味酒町3-9	
23	事務所家具移動代(11月21日分)	16,500	R3/12/16	田中配送	愛媛県松山市大手町2丁目3-7	
24	事務所家具移動代(12月5日分)	16,500	R3/12/16	田中配送	愛媛県松山市大手町2丁目3-7	
25	エアコン移設・既存取り外し代	21,000	R3/12/16	有限会社アベ冷熱技研	愛媛県松山市築山町12番10号	
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
	その他の支出	32,424				
	合 計	1,396,524				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		103,700				
合 計		103,700				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	宣伝広告費、遊説費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	タスキ、のぼり代	33,000	R3/4/15	ビジュアル映美	愛媛県松山市余戸東2丁目13-40 共済連601	
2	チラシ印刷代	82,500	R3/4/16	マユミデザインオフィス	愛媛県松山市久米窪田町337-1テクノ プラザ愛媛2FNo4号	
3	チラシ印刷代	394,790	R3/4/27	マユミデザインオフィス	愛媛県松山市久米窪田町337-1テクノ プラザ愛媛2FNo4号	
4	街宣車購入費	1,000,000	R3/4/27	株式会社レベルグリット	愛媛県伊予郡松前町北川原1211番地	
5	バックパネル、ポスター、 のぼり	361,350	R3/5/6	株式会社ラフスタイル	愛媛県松山市祝谷6丁目1193- 6	
6	ポスティング代	44,000	R3/6/2	田中配送	愛媛県松山市大手町2丁目3-7	
7	ポスティング代	417,095	R3/6/7	有限会社タウンネット松山メー ルセンター	愛媛県伊予郡砥部町八倉116-1	
8	チラシ印刷代	105,600	R3/6/16	マユミデザインオフィス	愛媛県松山市西石井1丁目9-31 西岡プラザ202号	
9	HP追加・修正料	15,400	R3/6/25	柳田 亮介	愛媛県松山市居相2-4-23-108	
10	映像作製代	149,600	R3/6/30	浮田 昂成	愛媛県松山市美沢1-3-8-1	
11	ポスティング代	223,102	R3/7/1	株式会社e-KC	愛媛県松山市南久米町549番地1	
12	映像作製代	79,200	R3/7/2	浮田 昂成	愛媛県松山市美沢1-3-8-1	
13	ポスティング代	196,000	R3/7/3	田中配送	愛媛県松山市大手町2丁目3-7	
14	ホームページ修正費等	11,000	R3/7/9	シャノワークス	愛媛県松山市北条1105番1エテルノポラ リス202	
15	街宣車看板代	50,600	R3/7/17	株式会社フィースト	愛媛県伊予郡松前町大字昌農内字土居2 5番地1	
16	チラシ印刷代	535,810	R3/7/28	マユミデザインオフィス	愛媛県松山市西石井1丁目9-31- 202	
17	チラシ印刷代	328,680	R3/7/28	マユミデザインオフィス	愛媛県松山市西石井1丁目9-31- 202	
18	街宣車運転代、ポスティン グ代	495,300	R3/8/4	田中配送	愛媛県松山市大手町2丁目3-7	
19	事務所看板代	118,800	R3/8/7	ビジュアル映美	愛媛県松山市余戸東2丁目13-4 0共済連601	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	宣伝広告費、遊説費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
20	チラシ配送	26,400	R3/8/30	田中配送	愛媛県松山市大手町2丁目3-7	
21	街宣車運転代、ポスティング代	686,581	R3/9/6	田中配送	愛媛県松山市大手町2丁目3-7	
22	ポスティング代	642,702	R3/9/6	有限会社タウンネット松山メールセンター	愛媛県伊予郡砥部町八倉116-1	
23	ポスティング代	183,546	R3/9/6	株式会社ふぁぶーる	愛媛県西条市喜多川629-1キタガワビル1F	
24	ポスティング代	433,686	R3/9/7	株式会社e-KC	愛媛県松山市南久米町549番地1	
25	チラシ印刷代	204,000	R3/9/7	マユミデザインオフィス	愛媛県松山市西石井1丁目9-13-202	
26	街宣車ラッピング代	20,900	R3/9/24	ビジュアル映美	愛媛県松山市余戸東2丁目13-40 共済連601	
27	のぼり代	19,800	R3/9/24	ビジュアル映美	愛媛県松山市余戸東2丁目13-40 共済連601	
28	ポスター掲示用板、結束バンド	22,000	R3/9/24	ビジュアル映美	愛媛県松山市余戸東2丁目13-40 共済連601	
29	ポスティング代	644,460	R3/10/4	田中配送	愛媛県松山市大手町2丁目3-7	
30	ポスティング代	642,702	R3/10/6	有限会社タウンネット松山メールセンター	愛媛県伊予郡砥部町八倉116-1	
31	折込代	480,304	R3/10/15	株式会社愛媛新聞サービスセンター	愛媛県松山市大手町1丁目11番地1	
32	看板施工料	26,400	R3/10/22	株式会社アームズ	愛媛県松山市内浜町2-8	
33	折込代	59,400	R3/10/22	株式会社ふぁぶーる	愛媛県西条市喜多川629-1キタガワビル1F	
34	チラシ配達代	11,000	R3/11/3	田中配送	愛媛県松山市大手町2丁目3-7	
35	チラシ印刷代	52,800	R3/11/4	マユミデザインオフィス	愛媛県松山市柳原801番地14	
36	バナー広告代	1,000,000	R3/11/4	株式会社愛媛新聞社営業局	愛媛県松山市大手町1丁目12番地1	
37	HP追加、修正作業一式	110,000	R3/12/16	柳田亮介	愛媛県居相2-4-23-108	
38	街宣車運転代、ポスティング代	334,305	R3/12/16	田中配送	愛媛県松山市大手町2丁目3-7	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝広告費、遊説費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
39	街宣車整備一式	122,144	R3/12/16	株式会社フィースト	愛媛県伊予郡松前町大字昌農内字土居2 5番地1	
40	街宣車看板張替え代	66,000	R3/12/16	株式会社フィースト	愛媛県伊予郡松前町大字昌農内字土居2 5番地1	
41	街宣車運転手代	34,650	R3/12/16	田中配送	愛媛県松山市大手町2丁目3-7	
	その他の支出	32,983				
	合 計	10,498,590				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年5月25日

政治団体の名称

国民民主党愛媛県第2区総支部

会計責任者の氏名

幸崎節子 

代表者の氏名

(代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和4年5月24日

国民民主党愛媛県第2区総支部

代表 石井智恵 殿

登録政治資金監査人

丸木公介 

登録番号 第4937号

研修修了年月日 平成27年11月26日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、国民民主党愛媛県第2区総支部の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、国民民主党愛媛県第2区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

国民民主党愛媛県第2区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、国民民主党愛媛県第2区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上